

第11期東京都生涯学習審議会

第11回全体会

会議録

令和3年7月7日（水）

午後6時03分から午後8時09分まで
都庁第二本庁舎10階 213・214 会議室

○出席委員

笹井 宏益 会長

酒井 朗 副会長

青山 鉄兵 委員

土屋 佳子 委員

永島 宏子 委員

林 幸克 委員

広石 拓司 委員

松山 亜紀 委員

山崎 順子 委員

第11期東京都生涯学習審議会 第11回全体会 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
第11期東京都生涯学習審議会建議（案）について
- 3 今後の予定
- 4 閉会

【配付資料】

資料 「東京都における今後の青少年教育振興のあり方について
～青年期から成人期への移行問題を中心に～」 建議（案）

第11期東京都生涯学習審議会第11回全体会

令和3年7月7日（水）

開会：午後6時03分

【生涯学習課長】 それでは、少し遅れましたけれども、ただいまから第11期東京都生涯学習審議会第11回全体会を開催させていただきたいと思います。

本日は、令和元年12月に開催いたしました第4回以来の対面での開催とさせていただいております。建議（案）の仕上げの段階ということもございまして、笹井会長とも相談し、対面で御審議いただくことでより活発に御意見を頂ければと考えた次第でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、御都合により、林委員と松山委員はオンラインでの御出席となっております。その他の委員の皆様につきましては全員こちらのほうで御出席を頂いているような状況でございます。なお、松山委員におかれましては19時30分頃に御退席と承っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。それから、広石委員につきましては30分ぐらい遅れるということで聞いておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、この会議場の皆様の御発言は会場のセンターに配置しているマイク・スピーカーにてオンライン参加の林委員と松山委員に聞こえるようにしております。また、林委員と松山委員の御発言も同様に、会場のセンターに配置しておりますマイク・スピーカーを通して我々が聞くことができるような状況となっております。お二人の御様子は前方のディスプレイで御確認いただけるようにしてございます。

それでは、議事に入る前に事務局から報告がございます。令和3年4月1日付の人事異動で地域教育支援部長が異動いたしましたので御紹介いたします。新たに地域教育支援部長として着任いたしました小菅でございます。

【地域教育支援部長】 今御紹介いただきました小菅です。よろしくお願ひいたします。

令和元年9月に発足されたというこの第11期生涯学習審議会でございますけれども、私で何と3人目というようなことになってしまいました。少し恥ずかしい次第ではあるの

ですけれども、私、今を去ること14年前に当時の生涯学習部の計画課長で、1年だけこの生涯学習審議会を担当させていただいたことがございまして、全く初めてではございませんが、是非御容赦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【生涯学習課長】 では、本日の資料の確認をさせていただきます。机上に次第、座席表、それから「資料」と記載してございます建議（案）につきまして配付してございますけれども、資料は全ておそろいということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日の傍聴希望者につきましては0名ということでございます。

それでは、ここからは笹井会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【笹井会長】 皆さん、こんにちは。会長の笹井です。

相変わらずずっとコロナで、なかなか全員の対面が実現しませんけれども、今日は取りあえず対面ということでリアルで行いますが、オンラインでも2人の委員の方が参加していただいております、そういう意味ではいろいろ御自由に御発言いただきたいと思っております。

今日は、追って説明があるかと思いますが、建議というもの、要するに提案ですね。この審議会としての建議をするということで、大分それも詰まっておりますので、その案につきまして委員の方々の御意見を伺いたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

実は、その建議についてですけれども、今年4月中旬に起草委員会を立ち上げまして、書面にて皆様にお諮りしたと思っておりますが、青山委員と土屋委員と私の3人で起草委員会の委員となりました。この間、事務局とともに、5月、6月とそれぞれ1回ずつ、計2回の起草委員会を開催しまして、建議（案）、たたき台を作成してまいりました。そして、皆様にお諮りする建議（案）を7月1日に事務局から皆様にお送りした次第でございます。是非それについて今日は活発な御意見を頂けますよう改めてお願い申し上げます。

先ほど事務局から御説明がありましたように林委員と松山委員はオンラインで御出席いただいておりますが、画像とスピーカーで、こうして今私の目の前にも大きなディスプレイがあってお二人の顔が映っているということで確認できておりますので、どうぞ遠慮せず御自由に御発言いただきたいというふうに思います。

それでは、まず建議（案）の中身につきまして事務局から御説明をお願いします。

【主任社会教育主事】 どうも御無沙汰しております。今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。お手元に建議（案）を御用意いただけていますでしょうか。

まず、今年の夏以降から現在に至る審議会の経緯について御報告させていただきます。今年の夏までに「中間のまとめ」を出す予定で準備を進めてまいりましたが、コロナ禍の出口の見えない社会情勢の中でいろいろなことが流動的な状況だったものですから、委員の皆様へ御心配をおかけして大変申し訳なく思っております。

その後、「中間のまとめ」の作成過程で整理させていただいた基本的な考え方、東京都における今後の青少年教育振興の考え方について実際に現場で子供や若者の支援に関わるNPO関係者がどのように受け止めたのかということ、実際に現場で関わっているNPOの関係者をお招きして東京都に求められることを御提案いただく形で審議会を進めてまいりました。

振り返りますと、昨年11月30日に開催された第8回全体会では、江東区を中心に民間ベースで青少年向け社会教育事業を展開する特定非営利活動法人夢職人理事長の岩切準さんに報告を頂きました。次いで12月17日には第9回全体会として、学校内外を通じた高校生世代のキャリア教育活動に取り組む一般社団法人ウィルドア共同代表の竹田和広さんに御報告を頂きました。この2団体は、「中間のまとめ」で整理した青少年に対するユニバーサル・アプローチを展開するNPOという位置付けで御報告を依頼したという経緯がございます。一方、ユニバーサル・アプローチに対してターゲット・アプローチということも書いてございますが、ターゲット・アプローチに取り組むNPOを代表して、本年2月12日に開催された第10回全体会において、主に若者の就労支援に取り組む特定非営利活動法人育て上げネット理事長の工藤啓さんに御報告を頂いたということでございます。いずれの会もリモート方式の審議会運営ではありましたが、委員の皆様との意見交換も活発に行われるとともに、貴重な御提案も頂くことができました。

3回にわたる青少年に係るNPO関係者の提案や、その際、委員の皆様から頂いた意見交換の内容を踏まえて建議（案）を作成するために、先ほど会長からも御紹介がありましたが、笹井会長、青山委員、土屋委員の3名で起草委員会を立ち上げて、5月と6月の2回にわたり建議（案）の検討を行ってまいりました。その検討を踏まえ提案させていただ

いたのが今回の建議（案）となります。

では、資料を説明させていただきます。

まず、表題についてです。今期の審議テーマである「東京都における今後の青少年教育振興のあり方について」に加えて、提案すべき事項の焦点化を図ろうという話になりまして、副題として「～青年期から成人期への移行問題を中心に～」というふうにサブタイトルを付けさせていただきました。

ページを開いていただくと2ページ目に目次がございます。ここで建議（案）全体の章構成の説明をいたします。建議（案）は4章構成となっております。第1章では「青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指す青少年教育」というタイトルにしました。ここでは、青少年教育がこれまで教育行政の中でどのように位置付けられてきたのか。その変遷を説明し、今後の青少年教育を進めるに当たり重視すべきポイントは何かということを整理いたしました。

次いで第2章になります。第2章では「今後求められる青少年教育のあり方」についてということで整理をいたしました。ここでは、現在の青少年を取り巻く施策の状況がターゲット・アプローチに傾倒していることを踏まえ、青少年教育として全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチの重要性を指摘しています。その上で、今後求められる青少年教育の役割というものを整理したということでございます。いわば、この第2章が本建議における肝と申しますか、中核の部分というふうになるかと思えます。

第3章では、「青少年教育の推進者とその役割」について整理しています。ここでは、ユニバーサル・アプローチの担い手としてのユースワーカーの役割の重要性を指摘しています。このユースワーカーには、青少年教育や青少年援助を担うNPO関係者等をユースワーカーに位置付けること、そして、ユースワーカーの助言者に社会教育主事を位置付けることを主に提案しております。

最後に、第4章になりますが、第4章は「東京都における今後の青少年教育振興のあり方」について整理をしています。この章の狙いは、本審議会として今後の青少年教育振興の方向性を東京都に対して提示するという観点からまとめを試みたものでございます。

それが章構成の説明ということになります。

では、章ごとにポイントを説明してまいります。

4ページをお開きください。第1章の4ページでは、青少年という用語が行政の中でどのように用いられてきたのかについて指摘した上で、教育行政における青少年教育の位置

付けについて確認させていただいております。

4ページの後半から7ページにかけては、青少年教育の捉え方の変化について、その歴史的な経緯について整理をしています。ここで押さえておくべきことは、社会の状況の変化に伴い青少年教育の役割が大きく変化してきているということでございます。

次いで、7ページから9ページにかけては、青少年教育が目指してきたものは何であったかというものを整理しております。昭和49年に国が出された国の社会教育審議会建議を引用しまして整理しておりますが、青少年教育は、自ら考え決定し、実行するプロセスを重視すること。個性、能力に応じて体育的・文化的・生産的な自主活動、特に現実社会における集団活動を実際に体験することを通じて社会性の発達を促すことを目指していること。行政としては、青少年が社会における自己の役割と責任を自覚する社会的経験を積む場を用意する役割があることを指摘しています。また、青少年教育の特徴がノンフォーマル教育であるということを確認もしております。

そういった青少年教育の特性を押さえた上で、現代における青少年教育の対象をどのように設定するかについて9ページ以降で整理しております。

まず、9ページの中頃、3ですが、青少年の範囲の設定についてです。本年4月に策定された国の子供・若者育成支援推進大綱における青少年の定義を踏まえつつ、本建議においては、青少年を学童期、思春期、青年期に該当する者という形で設定いたしました。

その上で、9ページから11ページにかけては、子供が大人へと成長するプロセスを、工業化社会の下では、学童期から青年期、成人期といった形で子供が大人へと成長するプロセスを直線的に移行するという捉え方であったものが、現在の高度情報化社会の時代に入って、青年期から成人期への移行のプロセスが長期化するとともに、直線的な移行が達成されない状況が生じており、この問題を捉えるために新成人期という考え方やヨーヨー型の移行という考え方をここでは紹介しております。これらの考え方の背景には、青年期と成人期の間に中間的な時期が現れ、成人への移行のパターンが個別・複雑・多様化していることに伴い、大人になること自体の意味も不明確な状況にあるというのが現代青少年の特徴であるというふうに整理をさせていただいております。

11ページの(4)からは、「新成人期の課題に対応した青少年教育のあり方」について整理をしています。「中間のまとめ」では、各種のデータを挙げながら青少年の課題を押さえるという整理を進めてまいりましたが、本建議(案)では、先ほど紹介した本年4月の子供・若者育成支援推進大綱の指摘を紹介するという方法で、データを示すものを代

替させた形をとりました。この指摘を踏まえ、青少年教育として取り組むべきは、青少年の自立、市民性、社会参加といった観点から実践的な市民力を獲得するための支援だと。これは14ページに述べておりますけれども、実践的な市民力を獲得するための支援を行うためには、新成人期に着目したアプローチを重視することをここで改めて指摘しています。その取組は新成人期の入り口となる高校生段階から開始され、学校教育段階終了後も継続的に学びの機会が提供される必要があるというふうにしております。

以上が第1章の説明でございます。

次いで、第2章の説明に移ります。16ページをお開きください。ここでは「今後求められる青少年教育のあり方」について整理しております。

17ページの図4を御覧ください。ここでは、2009年（平成21年）に施行された子ども・若者育成支援推進法以降の青少年を取り巻く施策の状況を整理したものでございます。子ども・若者育成支援推進法以降は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者という観点から、子供・若者施策を充実させてきました。これらの施策は教育行政以外の分野、例えば福祉や労働といった分野を中心に展開されてきたという特徴がございます。また、学校教育との関係では、子どもの貧困対策の推進に関する法律やいじめ防止対策推進法などにおいて福祉等の関連行政との連携が求められてもおります。これらの取組は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を対象としたターゲット型アプローチを展開するというものでございます。また、学童期のところを黄色い枠で囲っておりますけれども、そちらのほうでは社会教育と学校教育の連携という観点が打ち出されておまして、これらの部分に関しては地域学校協働活動という形で学童期の子供たちへのアプローチが展開されてきているということでございます。

その一方で、青少年教育といった分野は、少子化の進展に伴い青少年教育施設の減少が進むとともに、青少年教育事業も様々な形で行われていたものが現在では青少年教育施設の中で展開されるにとどまり、その存在自体も忘れ去られたような状況にあるということも分かるかと思えます。しかし、図4を見ると分かるように、一番下のところ書いてございますが、学校教育の外で全ての青少年を対象としたユニバーサル型アプローチが見過ごされている状況も見てとれます。第1章でも考察したように、青年期から成人期への移行の問題は全ての青少年に通底した問題であり、社会的要請の観点から見てもユニバーサル・アプローチ的取組が不可欠な状況となっており、その役割を担うのが青少年教育に期待されているというふうに整理いたしました。

続きまして、18ページから19ページにかけてですが、ここでは、全ての青少年を対象とした青少年教育の手法としてユースワークというものに注目していこうという意義を説明した上で、19ページにこれからの青少年教育の役割を図5という形で整理させていただきました。これからの青少年教育は、青年期から成人期への移行の困難さや移行の長期化している状況の下で、全ての青少年を対象としたユニバーサル・アプローチを基底に据え、社会的に困難を有する青少年へのターゲット・アプローチを下支えするとともに、学校教育との間で緊密な連携を図りながら展開していく必要があるという形で図5は整理してあります。

20ページから21ページにかけては、これからの青少年教育に求められるアプローチについて、その考え方を整理したということでございます。具体的には、家庭、学校以外のコミュニティを用意し、ありのままの自分を受け止めてくれる場所、居場所等をつくることや、親や教師等の大人から与えられた役割をこなすことではなく、自分で役割を見つけて自分の意思で行動できる場づくりが求められているのだということを指摘しております。

次いで、第3章に移ります。第2章でこれからの青少年教育振興の考え方を整理してきましたので、第3章では、これからの青少年教育の推進者とその役割について整理いたしました。ここでは、まずユニバーサル・アプローチを誰が担うのかということを挙げて、そういった担い手としてユースワーカーの役割がこれから重要になってくるだろうという形で整理をして、青少年教育、青少年援助を行うNPO等の関係者をユースワーカーに位置付けていくという考え方を整理する必要があるだろうという形で、27ページまで整理をさせていただいた次第です。

最後に、第4章について御説明いたします。28ページからになります。最後がいわば審議会から行政に向かっての提案というような形で整理をさせていただいた箇所になります。第4章は「東京都における今後の青少年教育振興のあり方」について述べております。本章では、まず区市町村における青少年教育の状況を踏まえつつ、適切な役割分担の下で、今後の青少年教育の振興の方向性について提言として整理いたしました。

32ページを御覧ください。ここから「東京都における今後の青少年教育振興のあり方」について整理しております。まず(1)として「区市町村との役割分担の考え方」を整理しております。基本は青少年の対象である0歳から30歳未満の対象年齢を踏まえて役割分担をするということでございます。そうすると、基本的には基礎自治体である区市

町村には乳幼児期から思春期、中・高生世代までの対応が求められる。高校生段階を含む青年期、青年後期以降は東京都がメインとなって広域行政として担う役割だろうということを挙げつつ、加えて、区市町村が単独で実施することが難しい事業やパイロット的な事業を実施するのが都の役割だという形で整理をいたしました。

33ページから34ページにかけては、それを踏まえて区市町村の役割を挙げて整理しています。33ページのアとしては、身近な生活圏で青少年——主に学童期の青少年に活動機会や場をつくること。33ページの中ほどにございますが、イとしては、区市町村の圏域で青少年——主に中高生世代の活動機会や場をつくること。34ページに行って、ウとして、社会生活を送る上で困難を抱える青少年へのターゲット・アプローチを行うことを挙げております。

34ページの中段から下以降は(3)として、「東京都に求められる役割」ということで整理いたしました。ここで、冒頭のほうで紹介しました第8回から第10回で御報告いただいたNPOの関係者の声等を紹介しながら論を進めていく形で整理をしてみました。その概要を簡単に説明いたしますと、34ページの下の方にアとございますが、まず、この建議の一つのメインであるユニバーサル・アプローチの重要性をどう都内に広げていくかということです。各地に広げていく役割が東京都にある。そのためには、まず青少年教育に関する調査研究機能を東京都が発揮しなければいけないだろう。それを踏まえた青少年教育に関する指針等を打ち出して、それを都内の青少年教育の関係者で共有しながら施策展開を図ることを提案しております。

次に、少しページは飛びますけれども、事例が載っております、41ページになりますが、「高校教育との連携によるユニバーサル・アプローチの展開」を挙げておりました。これは松山委員から御指摘があったことではございますが、青年期から成人期への移行を目指した青少年教育は、まずは学校教育の中で生徒たちに実社会と触れる機会をつくるとともに、社会人等が積極的に高校の教育活動に関わることによって、生徒たちに多様なロールモデルを示した取組を充実させることから始めていくことが良いだろう。そういった意味で高校生世代に積極的にコミットしていく必要があるだろうということを時代背景や都の計画などを用いながら説明しているところでございます。

次いで、42ページにウで、「学校外場で青少年対象のユニバーサル・アプローチを活性化させる」ということを挙げています。ここでは、ユースワークの取組を活性化させるための支援、ユースワーカーを対象とした研修・講座の実施等を担うことや先進的なユ

ユニバーサル・アプローチを行う青少年や若者支援のNPOが安定的に活動を行えるような条件整備を行政が取り組むことを指摘しています。

43ページには、「東京都が設置する施設等でユニバーサル・アプローチを展開する」と挙げております。現在、青少年のための社会教育施設としてユース・プラザがございしますので、この事業を抜本的に見直す必要があるだろうということを挙げているとともに、43ページの下から二つ目の丸になりますが、東京都では、平成27年に閉館した旧こどもの城跡地を購入して、それを改修する計画を挙げています。今では（仮称）都民の城になりますが、その改修計画を令和2年2月に公表しております。その計画では4階の一部を教育施設として位置付けることと挙げておりまして、ここに青少年教育を展開する場として拠点を一つ設けられるのではないかとということが計画では上がっております。その部分をこの建議を踏まえてどう充実させていくかということで指摘させていただいております。

そして、43ページの下の方にございますように、オとして、「ターゲット・アプローチとしてのユースソーシャルワークの充実」を挙げています。これは既に都の教育委員会のほうで都立学校「自立支援チーム」派遣事業で施策化しているものと、NPO等と連携した学びのセーフティネット事業も施策化しておりますので、その部分をより充実させることを展開させていただいているということでございます。

最後に、49ページでは、ここからまとめという形で提言を、これまで述べてきたことをコンパクトに整理しようと考えて、49、50、51ページを構成しております。49ページでは、3回にわたってNPOの関係者から行ったヒアリングの報告の中身を項目別に整理して、こういった要望が実際の青少年教育を担う団体のほうから出ているというものを整理した上で、そういった指摘を踏まえた上で、50ページ、51ページという形で、「今後東京都に求められる役割」を整理させていただきました。いわばここに建議の内容をコンパクトに圧縮させたというふうに御理解いただけたらと思います。

雑駁ですが、以上で事務局の建議（案）の説明を終わりたいと思います。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。

全体の構成は、2ページに目次が出ていますけれども、非常に論理的な構成でつくってあって、現状は何が、どういったことが求められているかについてユニバーサル・アプローチの話が出てきたというふうに思います。

議論の進め方ですが、まず初めに全体を通して枠組みや構成につきまして皆さん方の御

意見を伺った後に、各章ごとに、1章、2章、3章、4章について御意見を伺っていきたいと思いますので、まず全体を通して御意見を頂ければというふうに思っています。それで、恐縮ですけれども、起草委員会の中で起草に関わっていただいた土屋委員と青山委員からまず全体を通しての御意見、コメントを頂ければと思っております。よろしいでしょうか。

土屋委員からお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【土屋委員】 起草委員会で3名で議論させていただいて、そのときにも意見を言わせていただいたのですけれども、今日、特に私のほうからのコメントとしては、この建議（案）が高校生から先の10代後半から20代前半に非常にフォーカスしているところ、そこがポイントだろうというふうに思っています。それはなぜかというと、私の教育・福祉の専門のところから言うと、福祉的に見ても制度のはざまになっている10代後半は社会問題として大きな問題となっているわけです。福祉的なことは今社会問題として取り上げられるけれども、そこに自己教育も含めた教育という観点がどうしても抜けてしまっていると思っていたので、この建議（案）でそれがすごく打ち出されている。ユースワークというベースをきちんと捉えているところに私はすごく光を見たというか、すごく重要だろうと思ったところです。それが1点目ですね。

20代前半での学び直しがなされない現状は現場を歩いていても非常に感じられるところで、高等学校を出た後にもう一回学べる場を提供できる人材も少ないです。かといって、成人期に入る前の子供たちの持っている力を引き出す形、エンパワーメントする形をとらないと、私が見ている現場は、ただ一方的に支援をするわけではない。そこに対してユースワーカーやユースソーシャルワーカーが関わっていくのだということだったり、そしてそれをもっと広く都として何ができるかと言及されているところが流れるように書かれているので、私としては、コメントできるとしたら、この原案のところから関わってまして、そこが出ていて良かったなと思っているところです。

【笹井会長】 ありがとうございます。

では、続いて青山委員からお願いしたいと思います。

【青山委員】 起草委員としてこの作成過程で私もいろいろ意見を言わせていただいたりという経緯があります。私自身も、土屋委員が今おっしゃったことと多少重複しますがけれども、まずは10代後半からの移行期の若者たちへのユニバーサルなアプローチに軸足を置いているということはこれまで抜け落ちていた部分だと思うのです。やはりターゲッ

ト的にはアプローチがあったかもしれない。あるいは、もっと低年齢の子供たちであればユニバーサルなアプローチも多くあるところで、10代後半以降のユースたちへのユニバーサルなアプローチに焦点化していることがすごくキーになるのだらうと思います。その中で特に社会教育にできること、生涯学習の分野でできることというときに、ユニバーサルなものをイメージしながら個々の事業を体系付けていく意味では非常にうまく整理していただいたかなという感覚を持っています。

私自身も国の政策や青少年教育に関わるものでいろいろな文書を読みますけれども、今後、個々の事業や、何々体験が足りない、あるいは何々力を伸ばさねばならないという言い方はあっても、こうやってある年齢期に対する課題を総論的に捉えて方向性を示すことと、もう一方で、行政分野としての青少年教育と新しくNPOなどで活動されている方々のニーズをどう融合していくかという観点。それから、それに伴って、広域行政も基礎自治体での施策も含めて行政がどう具体的に落としつけていけるか。そういったところが網羅的に体系的に書けていることはすごく強みにもなるところだと思っています。もちろん、いろいろな御意見を頂いて、また委員の方々の御意見も伺えればと思いますけれども、そのあたりはすごく意義のある部分が出ているのではないかと思います。

【笹井会長】 ありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の方の全体を通しての御意見を頂きたいと思います。まず、副会長の酒井委員はいかがでしょう。

【酒井副会長】 ありがとうございます。私も、構成がはっきりしている、しっかりしているというのは建議としては非常に重要だと思っていまして、施策の必要性がきちんと説かれていることがすごく重要だと思いました。

それから、最後のほうで学校教育とどう連携していくのかというところの言及が非常に重要だと思いますので、そこもきちんと踏まえているところは大事だと思っています。

その上でなのですが、ユニバーサル・アプローチが必要だということが18ページに書いてあるのですけれども、全ての青少年を対象としたユニバーサル的な学びの機会の提供が必要不可欠だと。それは、発達段階と社会的要請の観点というのは書いてあるのですけれども、こうしたことに興味のない方からすると、いい大人といいますか、自立した、特に高校生以降は大人なのだという考え方が非常に強くなっているのです。そこまで目をかけなくてもという言い方があると思うのです。その中で、それでもやはりこうしたユニバーサル的な広くくくる学びの機会の提供が必要なのだということ、その切実感をもう少し

し書き込んでもらえるといいかなと。例えば、下に書いてある若者の居場所をつくることや若者の人生の橋渡しをすることが行政として積極的にやるべき課題であることを、こうしたことに関心のない方にもう少し強く訴えていただけると。この話は、私は学校関係が専門なので、学校関係者、特に高等学校サイドに連携する必要をアピールしたいというのがあります。

もう一つですけれども、17ページに、学童期に地域学校協働活動で放課後子供教室が書いてありますが、基本的にこれの高校生版をつくるというのが一つの提案だと思うのですね。高等学校での居場所づくりが必要だと。学校側からすると、中学校もですけれども、方向性は一つの放課後子供教室の延長なのですよね。先ほどの繰り返しなのですけれども、例えば高等学校に校内カフェをつくるのがなぜ今の高校生に必要なのかということを経験説得的に書いていただくところが学校側にアピールするには非常に大事なかなというふうに考えています。

内容的にはこのトーンで非常にありがたいのですけれども、そうしたところを強調していただけるとより一層アピールがあるかなというふうに思います。

【笹井会長】 ありがとうございます。今の若者に対する認識、ユニバーサルなアプローチをするのであれば、そういう必要性についてももう少し説得的に書けないか。こういう御趣旨ですよね。

【酒井副会長】 はい、そうです。

【笹井会長】 内容としては、例えば12ページ、13ページの「子供・若者を取り巻く状況の認識」ということで、子供・若者育成支援推進大綱を引用して、こういうような状況になっている。子供・若者育成支援推進大綱としては、全体の傾向としてこういうのがあるということを書いていると思うのですけれども、こういうのを単に引用しただけでは不十分で、もう少し……。

【酒井副会長】 文章の中にそれを踏まえて書き込んでいただけるといいかなということです。

【笹井会長】 という御趣旨ですか。分かりました。ありがとうございます。

ほかの皆さんはどうでしょうか。全体を通してもしコメント等々ございましたらお願いしたいと思います。どなたでも結構ですから。

【林委員】 非常に手際よく分かりやすくまとめていただいて、感謝している次第です。内容的には、細かいところはいろいろあるのですけれども、全体的に見たときには違和感

なく読める内容かなと思いました。感想というか、自分の見解が違っていたら御指摘いただきたいのですけれども、副題が少し気になったところです。この審議会は、青少年、特に学童期、思春期、青年期でいくと思春期のあたりを中心にずっと議論してきて、NPOの方やゲストの方の話も思春期前後のところが中心だったと思うのです。副題で「成人期への移行」と入ってきて、この委員会で成人期への移行についてそんなに深く議論したのかなと思ったときに、思春期前後の頃と思うと、それほど情報提供してもらったり、意見交換した覚えもなかったのに、この副題が唐突な印象で、何でここに急に成人期への移行問題が入ってきたのかな。中身を見るとそれっぽいことは書いてあるのですけれども、審議会の議論の中でそこについて正に中心として扱った記憶があまりなかったので、本文、中身は別にいいと思うのですが、副題のところでも少し違和感を感じました。「移行問題」と書くぐらいであれば、それについての何かしらの言及もあつてしかるべきかなと思って読み返しても特にないので、なおさら副題が何となく違和感を感じたところがあります。感想です。

【笹井会長】 林委員、そうすると何かいい表現みたいなのはありますか。青年期をめぐる問題というふうに青年期に絞ったほうがいいのかということですか。

【林委員】 これまでの議論を踏まえると、そちらのほうが自然なのかなと思います。ただ、文章を見ると、別にこの副題でも違和感なく読めてしまうところが怖いのですけれども、議論の経過を見ると、自分だけかもしれませんが、違和感があるかなというところでは、中身は全然異論ありません。

【笹井会長】 分かりました。少しその辺を検討させていただければというふうに思っています。

ほかに全体を通してどうでしょうか。

【山崎委員】 会長もおっしゃっていたのですけれども、全体的に構成も分かりやすくなっているので、それはそれとしてというところで、意見です。先ほど副会長がおっしゃっていたところで18ページが私も引っかかっていたのですね。少したれになるかと思うのですけれども、18ページと少し関わってくるというか、全体を読ませていただいて、これは建議だからこれでいいのかなと思うのですが、実効性や啓蒙などもありましたけれども、東京都が例えばユニバーサル・アプローチをどういうところで展開しようとしているのか。全体としてそういうところが見えてこないというか。建議なのでその後の問題なのかもしれないのですけれども、どういうところで。例えば手法としてユースワークが出て

くるのですが、ユースワークの役割は2点書いてあるけれども、機能、何でユースワークなのだということ。私もユースワークを日本語にすると何だろうと一生懸命考えたりしたのですが、ユースワークの役割が2点で、果たしてそれだけなのかなと思ったり。ユニバーサル・アプローチをするときにどういう機能が必要なのか。

あと、具体的に展開するときに、東京都としてはユニバーサル・アプローチの中身ですよ。どういうことを想定しているのかということはまだ少し言ってもいいのではないかなと思ったのです。そこがないと、これを啓蒙や、この後も結構ありますけれども、自治体支援でどう増やしていくかとなった段階において、どういうやり方をするかはあれですが、例えばそういうのをやっているところに助成金を出すなど、そういう話になってくると、その審査などもしないとならないわけじゃないですか。

これは東京都の他の課の話ですけれども、育て上げネットさんも受託していますが、東京都のひきこもり対策で若者社会参加応援事業というのがあります。それをやるときに、実際やっているNPO法人と東京都と一緒に協力して、ひきこもり等の若者支援プログラムというプロジェクトを立ち上げて、どういう機能が必要なのか調査をやったのです。それに基づいて居場所や相談や訪問などを出して、それをやってくれるところというので現在21か所あります。そこは三つ整っていなくてもよくて、二つでも一つでもいいのですけれども、それに対して審査をしてお金を出す仕組みをつくっているのです。それは一つのやり方だと思うのですが、そこのことまで考えると、建議だからいいのかなとも思うのですが、何か具体的に見えてこないというのが私としての率直な感想です。

【笹井会長】 分かりました。検討課題だと思いますが、一応、行政用語といいましょうか、公共政策の用語で、答申と言った場合には、諮問を受けて議論して答申を出して、その答申というのは行政にある種の尊重義務があるのです。だから、ある程度こうやってという細かい言葉で書くのですけれども、建議というと提案という形で、こういう言い方はよくないですが、そんなに何が何でも行政にこれをやってという意味ではないのです。だから、建議のレベルではある種の必要性や重要性にとどめておくというのも政策判断としてはあるわけですね。その辺はさらに検討していければというふうに思っています。

【山崎委員】 そうであるならば、酒井副会長もおっしゃっていましたが、18ページのところはもう少し強調したり。やはりユースワークの中身ですね。そこについては入れ込んでいただいたほうが親切というか、読み手としては分かりやすい。

【笹井会長】 分かりました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【永島委員】 今までやってきたことがすごく論理的にまとめられていまして、分かりやすかったなというのが感想であります。最後にOECDラーニング・コンパス2030を入れているところがすごく良いなと私は思っています。OECDが目指すところにフォーカスしていくことによって、世界に通用する人材をつくるためにこういうことが必要だねというふうにストーリーとしてなっているので、良かったなど。

あと、私はNPO職員ですので、様々なNPOの働きから言うと、こういう建議があると、やる上ではすごく後押し、支えというか、こういうことをきちんと建議でやっていただいているので、これまでの活動をさらに頑張るというふうになるなと思って実は聞いていました。

おっしゃるように、一つブレークダウンするのだったらということはあると思いますが、逆にも、逆にNPOとしてやっていることを当てはめていくとすごく通用するなと思うので、そこについてはすごく良かったなと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【松山委員】 皆さんもうおっしゃっておられますけれども、全体としてユニバーサル・アプローチに着目して、東京都の果たすべき役割や市区町村とのすみ分けといった今までの議論を踏まえて非常に濃い内容を、好き勝手なことを言わせていただいたのを取り入れてまとめていただいて、本当にありがたく、すばらしいなと思っています。

情報量が多くて、私が読み切れていない部分で質問といいますか、元々、当初の議論のところユース・プラザやこどもの城跡地をどういうふうに活用していくという話もあって、実際この建議の中にも書いてはありますけれども、結論としては、既存のユース・プラザが、青年期から成人期への移行などをサポートするような東京都が目指していくべきユニバーサル・アプローチ、そういったものを支えるような目的にあまりかなっていないところがあるので見直しが必要であり、新しく建てるというか、こどもの城跡地についても、ユニバーサル・アプローチを支えるようなユースワーク的な位置付けを捉え直すなど、それに基づいて新たにやっていくべきだという提言というふうに捉えればよろしいのですか。質問ですけれども。

【笹井会長】 そういうことだと思います。昔は、要するにユニバーサル・アプローチ、日本の青少年教育という形で政策というか、施策、事業をやってきたと思うのですけれど

も、それが衰退と言ったら変ですが、非常に薄くなってきて弱くなってきてしまったという認識がある。その中で、ターゲット・アプローチで出てきている困難を抱えている若い人たちも結構いて、そういった認識を踏まえて、もっとユニバーサルな形で施策を展開できないか。そういう意味では新しいタイプの政策を構想したということだと思います。

【主任社会教育主事】

建議というのは基本的な方向性を示すものだと。当然その視野にはユース・プラザの今後の在り方や（仮称）都民の城での事業展開をイメージして、そこにどうつなげていくかというところでとどめておけるといいかな。それは、こういった御提案を受けてといただきますか、我々は審議会の考え方をバックボーンにしながら今後、将来的に施策をつくっていく立場です。

【松山委員】 ありがとうございます。私が建議というものに少し不慣れな部分もあって、どこまでというところが分かり切っていなかった部分もあるのです。今の御説明で、そういう方向感ということであれば納得ですし、これまでの議論の方向性も踏まえて記述していただいているのかなと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

広石委員もお願いします。

【広石委員】 先ほど酒井副会長のお話を聞いて、ああ、そうかと思うところがあります。高校生は大人なのに居場所などをつくってあげないといけない、しないといけないというふうにもしかしたら捉えるのかもしれない。確かにそういう見方ができるなというのは改めて気付いたところだったのです。ユニバーサルというときに、そんなにみんな足りないのだけという感じですよ。むしろニートなどになるとどちらかというターゲット的なアプローチだと考えると、何でわざわざ普通の子にアプローチしないといけないのかということだと思います。普通に学校に行って受験などをして大学に行くような子もサポートしないといけないというところ、そこはもう一つ書き込んでもいいのかなと非常に思いました。

それは、恐らく最後のOECDも、さっき永島委員が御指摘されたみたいに、より新しい価値をつくる、対立やジレンマ、矛盾するような、学校で習うこれが正しいというマルペケでは絶対身に付かないこと。一般の子も実はそういったところに対する体験が少ないし、もちろん高等学校の学習の中でも探究の学習はやります。19ページの図5はすごくよくまとまっていると思うのですが、何でナナメの関係をしなければいけないのか。何で

多様な人と出会わないといけないのか。ただ単に就業や大人になるためのステップとして必要だねという、さっきの酒井副会長みたいな感じに捉える人が出てくるのだろうとすぐ思ったのです。でも、多様な人と出会ったり、正にいろいろな学校外のコミュニティがあったり、ありのままの自分を受け止めてくれている、ナナメの関係や主体的な参加があることで、より複雑な問題、複雑な状況に対応できる力が全員にとって高まる。新しい価値を目指すような人が、一部のエリートなどではなくて、みんながクリエイティブなことをやっていくことが非常に大事だみたいなのところもあるのかなと思いました。先ほど林委員が指摘した大人になるための議論でしたかということは、そうではなくて、青少年期にもっといろいろな体験をしておかないとこれからの社会を生きていけないよというところがもう一つだけ入っていれば、ぐっとユニバーサル・アプローチの意味が見えてくるのではないかと今日皆さんの話を聞いていて思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。

一応全員の方からコメントを頂きました。また後で全体を通して御意見があれば頂きたいと思います。

各章ごとに分けて審議を進めていきたいと思います。

まず第1章ですが、「青年期から成人期への移行の困難さの克服を目指す青少年教育」、4ページから15ページまでにつきまして、もしもコメント等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

【林委員】 本当に細かいところです。教職課程の教員の立場でここは直したほうがいいというところで、6ページの下注3番です。完全学校週5日制は平成14（2002）年ですけれども、学習指導要領に総合的な学習の時間が入ったのは、小・中学校が1998年で、高等学校は1999年の改訂で入っています。これだけ見ると平成14年に総合的な学習の時間ができたというふうに読めてしまうので、そこは誤解のないような表現にしてもらったほうが良いのかなと思いました。

【笹井会長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【酒井副会長】 私もこの建議というものの文書の性質がよく分からないで発言するのですけれども、生涯学習審議会として何期目かだと思うのですが、つながりを書かなくていいのかな。例えば冒頭のところになるのだと思いますが、これまでこういう議論をしてきたという踏まえがあって、今回はここに焦点があるみたいな審議会としての流れがここ

では全くないのですけれども、そこはどうなのだろうと。今改めてパート、パートで読もうとするとしたのですが、そこはどんなものでしょう。すみません。私、やはり建議という文書の性格が分からないので。

【笹井会長】 東京都は東京都なりの考え方があると思いますけれども、例えば政府、国の文部科学省の生涯学習審議会や中央教育審議会の生涯学習分科会の議論というのは結構アトランダムです。

【酒井副会長】 そうですか。学習指導要領の考え方からすると、前期の学習指導はこういう形で、それを踏まえて今期はこうと。そういう流れを意識して議論していたものから。

【笹井会長】 学校教育は当然そうだと思いますけれども。

【酒井副会長】 その考え方でいくと違ったので。

【青山委員】 特に期ごとの継続性というものはあまり意識されないことのほうが多いとは思いますが。もちろん新たな建議をする上でこれまでの施策を振り返ることはこの中でもされていると思うのですけれども、その会議体としての継続性をあまり意識するよりは、その時々。

【酒井副会長】 その時々ホットなテーマを取り上げるという考え方なのですね。

【青山委員】 何かを改訂していくという作業ではなく、その時々トピックに対して物を申していくということなので、経緯が書き込んであって違和感はありませんが、一般にこの領域だとそこはあまり意識されないことが多いのではないかと私も思います。

【酒井副会長】 私がどうしても、さっき改訂とおっしゃったので、学校教育は改訂なのです。そこの考え方が違うのだなと。すみません。ありがとうございます。

【主任社会教育主事】 基本的には、青山委員に言っていたように、今これが政策的な課題だろうと。社会教育、生涯学習の範囲が広いものですから、そこで今の社会状況を踏まえて、行政としてどこに手を入れるべきかという議論の中から、広い範囲の中のどこにフォーカスを当てるかというやり方をしてきているので、学校教育の積み上げ方は少し違う形にはなっているということです。先ほど国の中央教育審議会の話も出ていたと思うのですけれども、それも恐らくそういう形で作られていると思います。

【笹井会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど副会長からおっしゃっていた、第1章の中の例えば12ページ、13ペー

ジにあるような今の若い人たちを取り巻く現状について、こういう引用文献というか、引用文章だけではなくて、もう少し説得的に書けないかというところは1章で大事な指摘だと思いますので、その辺は少し工夫していければというふうに思っております。

【広石委員】 今の状況というところですが、18歳参政権みたいなことかなと思ったのですね。青年期というか、以前この審議会でも議論になりましたけれども、あまり高校時代に政治などのことは考えないほうがいいみたいな雰囲気だったのが、18歳参政権だと、本当に18歳になってから、高校時代に18歳も来ますし、15、16、17歳ぐらいから政治的なことを考えたり、ディスカッションや模擬投票などをおいたほうがいいみたいなことも一つのトピックかなと思ったのですけれども、意外とこの第1章のどこにもないかな。もしかしたらあったほうがいいかなと思いました。

【主任社会教育主事】 そこに関してですけれども、酒井副会長からも御指摘いただいたりしてきているのですが、ユニバーサル的なアプローチをなぜ今問うのかといったときに今言った視点がすごく大きいわけです。18歳の選挙権と成年年齢の引下げが一つエポックになる。それに対して、どういうふうにその必要性を訴えるかといったときに、少し御指摘を受けながら思っていたのは、前に広石委員から御提案いただいた日本財団の資料をどこかに入れ忘れてしまったなということが一つです。あれは18歳を対象にした調査だったと思うのですけれども、また必要なら青山委員から補足を頂きたいのですが、6月に独立行政法人青少年教育振興機構が高校生の社会参加に関する意識調査報告を出しているのです。これは千石さんの一般財団法人日本児童教育振興財団内日本青少年研究所がやっていたものを引き継ぐ形という理解でいいのですよね。

【青山委員】 そうです。それを独立行政法人青少年教育振興機構が引き継いだのです。

【主任社会教育主事】 その調査の結果をここでも御報告いただいた両角さんが書いているのですけれども、日本の若者の社会参加における意識の傾向をマトリックスにして図で整理しているものが出てきているのです。そうなってくると、決定的に学校外で公に関する活動の部分がアメリカとイギリスと韓国の青少年との比較においても日本の青少年は弱いところが見てとれるようなところが出ています。そういったものを少し参考にしながら、先ほど言った日本財団の調査などを参考にしながら理屈を補強していくのがいいかなと考えておりましたが、青山委員、いかがでしょうか。調査をしていただいた……。

【青山委員】 私も関わらせていただいた調査なので、紹介いただいてありがとうございます。

文章で言うと第2章の話になってしまうかもしれませんが、先ほど来の議論を聞いていて、いい大人に支援が必要なのかという文脈の中では、広石委員もおっしゃるように、社会参加の文脈やシチズンシップなど、そういったところが一つのキーになるだろうと思います。そのときに、ユースワークという発想をそこでやはり使う必要があると思っています。というのは、ユースワークというのがある種、ユースを支援するだけの与えられる側に置かないという指向性がある概念だと思うのです。なので、単に今までの野外体験をさせようというような形ではなく、彼らと与えられる側から自分を主語にするような、支援の対象にしない支援というか、そういった指向性を持つものであるところに、この社会参加の議論と相まって、ユースワーク的なユニバーサルな意義が認められるのだ。だからこそユニバーサルな手法とセットで語れるのだというような論理というか、そのことがユースワークという概念になじむと思って聞いていました。

もう1点は、個人的な意見なので、もし書き足すときのアイデアになればということですけれども、ユニバーサル・アプローチと言ったからといって、個別の課題を扱わない、ユースセンターで個別の課題が生じないかといえば、むしろ様々な生きづらさを抱えた青年たちがユースセンターやいろいろな事業のところには登場してくるはずですよ。例えば両角さんに御紹介いただいたスウェーデンのユースセンターは、移民支援センターという館名ではありませんが、中ではEUで今問題になっているような移民の若者たちがたくさん来ている。多分、移民支援センターにしたなら若者たちが来ないですよ。という意味では、ユニバーサルな枠組みだからこそできるターゲットな支援もあるでしょう。また、一つの人間の中に多様な課題があるわけですから、ニートという切り口だけの支援では拾えない多面的なターゲット性みたいなものを含むユニバーサルなのだとすることも書いておくと、本当にただの普通の子の普通の支援をユニバーサルと呼びますと言わないほうが、よりターゲットのニーズも満たすようなユニバーサルだということは、ユニバーサル・アプローチと言うときに注意しておく必要があるのかなと思って聞いていたところでもあります。

【広石委員】 そういった意味では、今おっしゃってくださったみたいに、私が大学で授業をやっていると学生たちのジェンダーに対する意識がすごく強いのです。ジェンダー問題をもっとというような議論があったり。正にLGBTみたいな話もあれば、例えば多国籍なルーツを持っているような子供が増えているなど、そういった問題でユニバーサルなアプローチとして必要なところなのだろうと思ったので、そういったトピックも入れておくとすごく良いのではないかと思います。

【土屋委員】 実際の支援の現場で正にそうなのですね。ターゲット・アプローチをしても、そのターゲットの人は来ない。支援を必要としている方は基本的には来ないです。でも、それをユニバーサルというところに置くと敷居が低くなって両方にアプローチできるというのが支援の現場ではあることです。話合いの中でもそういうことが言われてきましたので、ユニバーサル・アプローチが重要だということになるのかなと思います。さっき酒井副会長が言ったようにそこをもう少し書き込めればいいのかもかもしれません。

【笹井会長】 ほかにどうでしょう、もし御意見があれば。

では、先へ進ませていただいて、また全体を振り返って御意見を頂きたいと思っています。それでは、第2章についてコメントなどありましたらお願いしたいと思います。16ページから21ページまでです。どうぞ、どなたからでも結構ですのでお願いします。

【土屋委員】 もう一つ、ターゲット・アプローチとユニバーサル・アプローチの話になるのですが、ユニバーサルのところからいききたいというのは、一つコロナの状況もやはりあって、現場を歩いていると、今になってコロナのことが原因でのいろいろな困難を生じている子供たちが多くて、支援の現場ですごく出ています。コロナ全体に関わってきていることなので、そういう全体的なアプローチが必要だと。書けないとは思いますが、それはあるだろうというふうに少し思ったところです。すみません。感想です。

【笹井会長】 コロナのことを16ページぐらいに入れるということですか。

【土屋委員】 コロナのことは最初にばっちり書いてあるので特別入れる必要はないかもしれませんが、やはり誰にとっても降りかかってくる問題としてのことかなと。

【主任社会教育主事】 ターゲットの問題だと見えてきた問題が、コロナの状況になってきたことによって実はすべからくいろいろな若者たちの問題にもなるのだということですね。さっき青山委員が言われた話も含めてそうだと思うのです。例えばスクールカウンセラーに質問に行けというような話が出てくるけれども、課題を抱えている子もカウンセラー嫌いの子が実はたくさんいたりして、そこに行かないところでうまく課題をキャッチできる機能が、包摂力というのかな。学校自体にあるといいのにというところから居場所カフェの話が出てくる。そういう構造だということですよ。

【笹井会長】 だから、コロナというのはそれをより一層促進したというか、そういう位置付けですね。

【主任社会教育主事】 顕在化させるですね。

【広石委員】 そういった意味ではよく冰山モデルと言われますよね。ターゲットとい

うのはあくまでも水面上に出ているだけで、実は構造的な課題はいじめや不登校がいっぱいあって、それがコロナでは少し水位が下がるというか、浮かび上がってしまうのがある。だから、ターゲット・アプローチとして起きた問題に対して対処するという意味では、構造的なところに対してきちんとアプローチする意味でユニバーサルが大事なのだというあたりはもっと書いたほうがいいかもしれませんね。

【笹井会長】 分かりました。ありがとうございます。

松山委員、そろそろお出になるということだったですけれども、全体を通してでも第何章でも構いませんから、御意見、コメント等ありましたら全部言っていただきたいと思います。

【松山委員】 思い残すことがないように、御配慮ありがとうございます。

意見というか、さっきの「高校教育との連携によるユニバーサル・アプローチの展開」、後ろの41ページのあたりで、私も企業として高校生と関わったりするところで、企業や大学、NPOとの連携という形で、キャリアやそういうのを考えるきっかけづくりというところを取り上げていただいて、すごくありがたいと思ったのです。

その中で触れていただいて、高校生が実社会と触れ合う経験をつくる意味でのボランティア活動の重要性がそこに言及されていて、私も個人的にはこの効果について非常に実感しているのですけれども、この脈絡で出てくるところに少し唐突感があるかなと思っています。それが今まで議論してきた話とどういうふうにつながるのか。取り入れてあることはすごく良いことだと思う反面、もう少し何かつながりや、どういう効果というところでもこの説明があるともう少し良いのではないかと思いつつ、どういうふうな形、脈絡で説明すればいいのか考えていた、引っかかっていたということだけコメントさせていただければと思いました。

【笹井会長】 ほかに何かコメントはありますか。

【松山委員】 ほかは今のところ大丈夫です。

【笹井会長】 分かりました。ありがとうございます。

先の話についてコメントを頂きましたけれども、2章について、どうでしょう。ほかの皆さん、もし御意見、コメント等ありましたらお願いしたいと思います。

【林委員】 本当に細かいところばかりで申し訳ありません。教職課程の教員的には見過ごせなくて、20ページの注30で2行目、「学習指導要領に定められた時間の枠内」とあるのですが、学習指導要領は内容を定めただけで、時間の枠を示したのは学校教育法

施行規則です。間細かいところですが、直していただくと安心です。よろしくお願ひします。

【笹井会長】 分かりました。正確な記述にしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

【松山委員】 すみません。お伝えした時間より早いのですが、私、ここで失礼させていただきます。途中で申し訳ございません。ありがとうございます。

【笹井会長】 ありがとうございます。

さて、第2章についてはこの辺で、またありましたら全体を通したときにお話ししたいと思ひます。

それでは、続いて22ページ以降の第3章についてですが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。お願ひします。

【広石委員】 第3章の最初の1に「ユニバーサル・アプローチの担い手としてのユースワーカー」という言葉があつて、それがずっと説明があるのですが、今までの日本社会の誰が担っていたのかみたいな説明といひますか、機能がなかったわけではないですよ。でも、ユースワーカーという言い方では多分ないのでしょ。私もあり詳しく分かつていないのですが、さっき山崎委員がユースワーカーを日本語で言うとな何になるのでしょうかとおっしゃっていたのですが、実は日本社会においてもそういう仕事をしてた人は多分いるので、それがイギリスのユースワーカーみたいな概念と日本で言つてきているユースワーカーで、ユースワーカーはこういう仕事で、どこが一緒でどこが違ふのか分かつるとより分かりやすいのかなと思ひました。

【笹井会長】 それは例えば青少年指導員さんなど、そういうイメージですか。

【広石委員】 例えばそういうことです。青少年指導員さんとここで私たちが提唱したユースワーカーは何が一緒で何が違ふのか。

【主任社会教育主事】 広石委員の言っていることは分かつたのですが、青少年指導員は何だと。

【広石委員】 例えば公民館主事など。でも、公民館はそういうことは今やつていないですよ。

【青山委員】 一般にユースワーカーと呼ばれる人たちの役割を今まで誰が担つてきたかといへば、一番ざつくり言へば、青少年教育施設や団体の職員、スタッフがそれを担

ってきた。ただ、そこではユースワークという手法や考え方があまり意識されてきたわけではないと言えると思います。一般に少年自然の家や青年の家と言われるような青少年教育施設においてはいわゆるプログラムの提供が中心になりますので、要は団体の後方支援、社会教育主事の役割や、あるいはインストラクターのような役割、プログラムをいかに提供するかというところに焦点が置かれがちだったように思うのですね。企画の運営など。でも、ユースワークと言うときには正にワーカーですので、今の言い方で言うと伴走や関わりなど、そういったところに重点がある考え方かなという感覚は持ちます。

【広石委員】 今の話はすごく大事だと思っていて、例えばユース・プラザの議論などにおいても、要するに、今あまりユースワーカー的なことをやっていないと言われているのだけれども、今まで青少年プラザでやることは、きちんとキャンプをやったらいいじゃないの、陶芸教室をやったら、青少年のための何とか教室をやれば十分役割を果たしていると思っていたと思います。でも、そこ我々が言っていることは少しずれているのだみたいな感じが明確になっておかないと議論がかみ合わなくなる感じかなと思ったので。

【酒井副会長】 私もそこはすごく大事なところだと思っています。施設職員を単に名前を変えましたという話ではないわけですね。だから、その役割なり専門性は何か、そこは確かにもう少ししっかり書いていただいたほうが、だからこそその背後に社会教育主事がアドバイザー的なスタッフとして必要なのだ。そういう理屈があるとこの話は非常につながるかなと思いますね。

【山崎委員】 私は専門が福祉、ソーシャルワークなので、これを読ませていただいて、地域社会福祉協議会でかつてこういう活動をやっていた。今は生活困窮や高齢者の問題で手いっぱい、コミュニティソーシャルワークをやっていますけれども、かつて社会福祉協議会でやっていたのですよね。社会福祉協議会のワーカーが地域の高校生を。主体は高校生で、企画もみんな高校生が立てて、それを社会福祉協議会のワーカーがバックアップしていく。あと調整などをやっていたけれども、結構それを思い出したのです。おっしゃるとおり、そういう活動でやられていたのですよね。副会長も今おっしゃっていましたが、そこをどう書いていくのか、そこは私も少し思っていたのです。かなりやっていたので。

【笹井会長】 青山委員、私の理解では、伝統的な青少年教育はやはりティーチングというか、教えるということなのでしょうけれども、ユースワークというのはむしろファシリテーティングやコーディネーティングみたいな、主体は本人なのだと。学習者の論理と

いいでしょうか、それをほかの人が側面から、あるいは伴走的に支援するところが決定的に違うと理解していいのですか。その辺を。

【青山委員】 さっきの社会福祉協議会の話と同じで、かつての青少年教育にも場面としてはそういう役割を果たしてきた人たちはいっぱいいたはずです。かつての青少年教育の指導者が全員ティーチャー的だったかといえば、そうではないと思います。ワーカー的な人たちはたくさんいたし、社会福祉協議会が出たものは、子供会や地元の青年団やいろいろな形でそういうワーカー的な役割を果たしてきた人はきっといただろう。ただ、意識されてこなかったかもしれないということが1点ですね。

それから、ユースワークやユースワーカーという役割を考えたときには、今おっしゃったように、ユースの側に主体を置きつつ、どう伴走していくかということが関わりの技法のような形であります。ただ、ファシリテーションなどと言ってしまうと、今の文脈だと人前に立って上手に指示を出す人という意識があって、どちらかというインストラクターに近いような立ち位置のファシリテーションという概念が何となく世間のイメージには近いかもしれないので、それよりはワークやワーカーと言われるもののほうがユースワーカーをイメージするものに近いと思います。そのワーカーさんと呼ばれる人が人前に立つ場面ももちろんあるでしょうけれども、むしろ関わりの中で、プロセスに関わって伴走していくようなところが教育的な分野から、あるいは教育と福祉の境界のところが必要になっているという理解なのかなと思います。

【土屋委員】 山崎委員が今おっしゃったとおりで、社会福祉協議会でもやられていたのではないかと。もちろんそのとおりで、地域福祉活動の中にそういった動きがあったと思います。あと、もう少し源流を言うとセツルメント活動ですよ。それがかなり近いかなと私などは思っているし、スクールソーシャルワークもその源流はセツルメント活動にあるというふうに一応は研究されているのです。だから、そのあたりはどこまで書き込めるか分かりませんが、元々、福祉と教育の中でそういう動きをとっていた人たちはいたということなのかなとは思いました。

【青山委員】 セツラーの人たちというのは教育なのか福祉なのかといえば、両方の教科書の源流に載ってくるわけです。そこはセツルメント運動などは分かりやすいですよ。

【土屋委員】 ユースワークにセツルメント活動が一番近い気がしているのです。

【山崎委員】 あとYMCAなど、あの辺のが近いですよ。セツルメントよりYMCAのほうが近い。

【青山委員】 いろいろ役員もやっておりますが。

【主任社会教育主事】 YMC Aと言えば青山委員。

【青山委員】 YMC Aのことはとても分かりやすいです。つまり、青少年教育や社会教育のデパート的なので、今やっている事業などを見ていただくと、源流も含めて、教育と福祉の文脈の話や、ユニバーサルなものがターゲットを包含していく話や、そこにワーカー的な人がいて、高校生、大学生のリーダーたちがいて、一緒に事業をつくっていく話などはとても分かりやすいのでいいのですが、日本だとあまりプレゼンスが高くない。かつてはすごく先駆的だったと思います。当時YMC A自体がセツルメントの団体として扱われることもあったと思いますね。

【永島委員】 皆さん分野が違うので、自分たちの領域の中で近い人に該当しているのですけれども、それが微妙に違っているような気がしていて、そこがすごく難しいなど。私たちが元々、社会教育委員のときにコーディネーターという役割を付けたとき、この人は何をする人かという場面場面で実は違っていたりする。だから、ここで言っているユースワーカーは実際に何をする人なのかということは、定義というか、こちらとしてのイメージをきっちり書いたほうが、もしかしたらこの人に近いかもと読む人が想像する。何かに当てはめてしまうと、そこに言及されてしまって全然違うことをイメージされてしまう。今話を聞いていても、私、どれなのだろうと正直思ったので。

【山崎委員】 そのためにも18ページが大事になってくると思うのですね。18ページとつながってくるのだと思うのです。

【笹井会長】 山崎委員がおっしゃっている機能というのはそういうことですね。

【山崎委員】 そういうことを言っているのです。

【笹井会長】 分かりました。それを分かりやすく書くということですね。

【青山委員】 今の議論が良い補足になりそうですね。読む方にとって、そこが書き込めているといいということかもしれない。

【主任社会教育主事】 そうなったときに、広石委員が言われた、例えば過去との比較において説明するとしたら何が、どう対比させるといいですか。青少年指導者というのも何か……。要は、地縁の中に組み込まれていて、地域で子供、次の世代を育てていこうという営みの中にビルトインしていたような機能がやはり大事という話なわけですよね。

【青山委員】 そことの比較にすると確かにそうなのですが。

【主任社会教育主事】 そうではないとすると……。

【青山委員】 つまり、ユースワークという概念の分かりやすいところを抽出するのであれば、青少年教育施設職員や団体職員の人たち、プログラムを提供してきた人たちとの違いのほうの方が分かりやすいかなと思います。地域の中の指導者たち、もちろんボランティアなものも含めた人たちの役割はむしろ逆にユースワーカーにとっても近かったりすると思います。かつての青年団のリーダーという人たちは今で言えばユースワーカー的かもしれないので。むしろそれが少し体系化されて、プログラムの提供みたいなどころにある程度組織化されてきた、70年代、80年代以降の施設や団体のスタッフたちに対して、よりユースワーク的でいこうよという言い方のほうが。

【主任社会教育主事】 対象に対しても具体的な、要するに、地縁型の方は担い手も今いなくなってしまって、そこを幾ら言うよりも、今いる人たちの意識を変えてもらう意味においてもそういうアプローチのほうがいいだろうという理解でいいですか。

【青山委員】 はい。ユースワークという発想を使うことで意味が出やすい対比相手ということと言うと、そこかな。

【広石委員】 24ページに「イギリスにおけるユースワーカーの活動場所の分類」と書いてくださっているのだけれども、これをぱっと日本社会に置き換えて考えにくいかな。

【主任社会教育主事】 ここでは、いろいろな場所において、その中で関わりをつくることが大事ということは何となく伝えたいということだったのだけれども、確かに御指摘のとおり部分がありますね。

【笹井会長】 おっしゃるとおりなのですけれども、昔こういうものがあって、今はこういうのが必要だという話を対比させて書くと、昔のがなぜ今は役に立っていないのか。なぜ衰退してきたのかという説明をしなければいけないわけです。それはすごく際どい。伝統的な青少年教育を一生懸命やっている人はいるわけです。

【広石委員】 そういった意味で、皆さんにとってみて、何でわざわざ新しい概念をここまで持ち出しているのかというところが伝わればいいなと。

【青山委員】 今の言い方で言えば、先ほど申し上げたとおり、今までその役割を果たしてきた人がいなかったわけではないということはあると思うのです。今までも潜在的にというか、地域の中で、あるいは施設の中で行われてきたことを少し意識化する概念だというふうに。これまでのが駄目だからというよりは、よりそこに特化する。ただ役割としてプログラムの提供みたいなことにかなりシフトしてきたものを、もう一回、関わりや伴走という言い方がいいのか分かりませんが、そういう関わりの中でユースに主体性を返し

ていく。かつてに戻すという言い方なのか、今までもあったもののほうにもう一回見える化して、次の方針の軸にしていく必要があるのではないかというトーンです。衰退したものがいかに駄目になったかという話ではない形がいいかなと思います。

読み手にとっては、こんなのやってるじゃんと言う人もいると思います。これ、社会福祉協議会でやっていたじゃんというリアクションは多分いっぱいあると思うので。

【笹井会長】 分かりました。その辺は上手に説明をするということで。

【主任社会教育主事】 御指摘の意味は分かりました。

【笹井会長】 第3章につきましてほかに御意見はございますか。

それでは、続いて第4章、結構長いのですけれども、もし御意見、コメントがありましたらお願いします。

【林委員】 先ほど松山委員が指摘したところと重なってくるのですが、41ページの下から二つ目の白丸です。高校生、ボランティアのことが書いてあるのですけれども、41ページが高校教育との連携というところなので、もしかしていろいろ事情があって書かなかったのかもしれないのですが、東京都の学校設定教科「奉仕」の後継の「人間と社会」は、ボランティアのことや、それに関連してキャリア教育につながるような内容を扱っている。なおかつ、41ページの上のほうに書いてあるような総合的な探究の時間の代替も可能である。内容的にもボランティア、キャリア教育というところで下から二つ目の丸にも重なってくるので、41ページの上のほうからの流れで見ると、学校設定教科「人間と社会」のことを書いて、そこでボランティア、キャリアのことをやっている。その一連の流れの中でさらに必要だというような流れで書いていくと、それほど唐突感も違和感もなく読めるのかなと思ったのです。いろいろな事情があって書いていないだけなのかもしれませんが、松山委員の話を聞きながらそんなふうに思った次第です。

【笹井会長】 分かりました。ありがとうございます。では、4章に関して、ほかの皆さん、いかがですか。

【広石委員】 一番最初の頃の資料に市区町村ごとの取組一覧みたいなのがありましたね。すごくばらついていて、やっているところと全然やっていないところがあって、そうなのかと私などは思ったのですけれども、関心があまり高くないところが最初のところかもしれませんし、現場は区市町村だと言いながら、必ずしも全区市町村が絶対やらなければいけないと思ってやっているわけではない。言い方は難しいですけれども、すごくばらつきがあるみたいなことなどをどこかに書いてもいいのかなと思いました。

【笹井会長】 分かりました。

【主任社会教育主事】 最初のほうでやった調査の結果は資料編か何かで入れようかなと思っています。データとしては提供したほうがいいかな。青少年事業をやることに関して結構どこも四苦八苦している感じですね。もうやめてしまっているところもあるし。

【笹井会長】 ほかにいかがでしょうか。

【主任社会教育主事】 山崎委員と野口委員がいたら是非と思っていたのですが、自分でも、障害のある若者たちにどんなアプローチ、学校を出た後のアプローチはどんな機会や場、どんな内容のものが必要か少し入れられたらいいなと思いつつ、その観点が弱いと思っているので、委員のお立場からして、こういうのがあったらいいのではないかとというようなお話を今日聞けるといいなと思っていたのです。

【山崎委員】 障害といっても、はっきり特別支援学校へ行かれています方とそうではない方たち、肢体不自由でもいろいろな方がいらっしゃいますね。そこで内容的にも少し変わってくると思うのですが、今、養護施設に発達障害あるいはその可能性のある方が非常に多いわけです。あと愛着障害系など。そこで今言われているのは学び直し。18歳で出るときに一から社会性に関しての学び直しが必要だとすごく言われているのです。本当にそうだなと思っていて、社会ってどういうふうになっていて、こういうときはこうしたらいいと。社会に出るとき、そこが発達障害やグレーの子たちもみんな学び直しが必要ですね。

あとは、発達障害などの場合だと具体的な対処方法について教えていくのがすごく大事なのです。そこなどはすごく言われます。就職しました。就職先で社会性をさらにまたやっつけていかないとならないというようなことも言われていますね。学び直しというのは18歳からのところで非常に大事なのではないですか。社会性や世間の常識なども含めての学び直し。世の中の処世術というのですか、それは言われていますね。

【笹井会長】 社会的養護をしている子供たちについて、いろいろな事情があってそういうところに入っていると思うのですが、同じように学び直しが必要だと。

【山崎委員】 学び直しが必要ですね。そうしていかないと、養護施設などの場合だと、その後2年間のフォローがありますが、その先は戻ってくる子もいれば自立していく子もいるけれども、養護施設を出た子の問題、20代の問題が一時すごくクローズアップされたのです。

【主任社会教育主事】 今も結構話題になっていますね。

【山崎委員】　そこはきちんと学び直しということがやはり必要なのではないかと。社会的養護の子供は保護的な環境にいますでしょう。学校には行っていますけれども、一般社会と違いますよね。そこですね。社会性というところを失敗して戻ってくるのが多いので、やはり学び直し。

【笹井会長】　その学び直しのイメージというのは、例えばユースワーカーさんが付いていろいろ一緒に活動するなど、そういう学び直しのイメージですか。

【山崎委員】　そういうのがあってもいいと思うし、出る前、18歳で出ますというときに、17歳ぐらいから養護施設で始めるのもいいし、いろいろな形があってもいいと思うのです。例えば養護施設でしたら、そこにユースワーカーさんが入り込んで、そこでやって社会につなげていくこともあっていいと思うのです。いろいろな展開の仕方はあると思います。

あと、障害の人たちの場合もやはり社会性について学んでいく。ただ言葉だけでなく、障害の子の場合は体験的に体感するのがすごく大事なので、体感する。あと人との付き合い方を学んでいくなど、社会性ですよ。それはグレーゾーンの子だけではなく、肢体不自由の子もそうだし、知的障害の子もそうだし、みんなそうだと思います。保護的な環境から放り出されるわけです。その部分は障害の子の非常に苦手な部分というか、弱い部分なので、そこを学んでいくことでやっていかないといけない。障害の子の場合は体験的というのが付きますね。言葉だけでは駄目です。体験で実感を持つ。一つ一つ教えていくというスタンスです。そういうのをユースワーカーさんが来てやるというのもあっていいのではないですかね。

【主任社会教育主事】　24ページのイギリスの例で言うと9番に値する。ここで言うと、「例えば社会的養護から離れた若者や若い女性」みたいなところに該当する話ですね。そういう幅を持って考えないと駄目というのはあるかなと思います。

【酒井副会長】　あまり詳しくないですけども、今、特別支援学校は倍率が出るほどなかなか入れないぐらいに特別支援の対象の子が非常に増えている状況の中で、高等学校はやはり就労支援ですよ。でも、おっしゃるとおり、もう少し広い意味での社会性を培うという課題がずっとついてきて、それをどうするかというところがやはり弱いんです。そういう意味でも、正にユニバーサルに広くいろいろな対象の中にそういったことも含めて、おっしゃるとおり学び直しや自立の支援をする仕組みが一方で社会の中に必要だなというのは思いますね。すみません。感想みたいな話になってしまいました。

【広石委員】 今お話を聞いていて、どうしても今までは青少年の育成がキャパシティービルディングにいきがちで、ケーパビリティーがすごく大事だと思うのです。周りの環境の中でどういうふうを持っている力を生かして発揮できるかということが障害を持っている子はすごく大事です。割とキャパシティービルディングに行くとか、キャパシティー、能力向上ばかりやるのだけれども、本当は社会性の関わりの中で自分を受け入れてもらう。障害を持っていることも一つのキャラクターとして友達になってしまうみたいな感じや、そういう力は学び直しの要素の一つではないかなとすごく思いました。

【山崎委員】 生きる力というのですかね。

【広石委員】 そうですね。ですから、生きる力もついキャパシティー的なアプローチにいきがちなものだけれども、ケーパビリティー的なアプローチとか、関わりの中で自分の力が発揮できる、そういう感じ。だから、ユニバーサル・アプローチがすごく大事なのかな。

【主任社会教育主事】 今、特別支援学校を卒業した子などでも、知的などだと就労のことばかり意識して、そこを見つければよしというようなことに偏っている。

【山崎委員】 もう中等部から就労を意識している。私はよくお伺いしているのですが、もう就労なのですよ。東京都で就労に特化して就労を一生懸命やっている特別支援学校は倍率が高いので、予備校、塾まであるのですね。

【主任社会教育主事】 そこに入れないと高校の三部に入ってくるのです。

【山崎委員】 そこで落ちると地域の特別支援学校に行くという構造ができています。そこも就労、就労なのです。入ると、仕事、仕事。そこに社会性が抜け落ちてしまうところがあるので、そこは非常に大事なことだと。

【広石委員】 この前に私が考えたのは、工藤さんの話で、例えばインターネットで物を販売したらネット商売の人になるのですかみたいに言われるのだけれども、そうではない。すぐキャリアや仕事に結び付くのですかというアプローチになるのだけれども、そうではなくて、その場で自分がそういうことをやってみて受け入れられた実感を持つことが大事で、その子はY o u T u b eで何かしたからといってユーチューバーになりたいわけでもない、そういう話がありました。あの話はすごく大事な話だと思ったのですね。今私たちが理系女性支援をずっとやっていますけれども、何で女性が数学を学ぶのかと言われてたら、薬剤師になるためではなくて、そういうこと自体が楽しい。「プログラミングって

楽しくない？」みたいな意味。何で理数系に行くのか。こういうキャリアを選ぶためです。大学は何学部でこういうことかと。そういう発想にすごく縛られている。そういったものから解放される場所としてユニバーサル・アプローチ的な空間が国には今必要なのかなとすごく思いました。

逆に言うと、先ほど酒井副会長がおっしゃった学校内カフェの意味はそこなのですね。目的的になくていい時間が子供たちには必要なのです。

【主任社会教育主事】 社会もそういう場がうまくないから、まずは学校の中でつukれないかという発想ですね。そこに到達した学校は5年間かかってまだ1校という状態です。都立ででき始めたのは少しいれしいのですけれども。

【青山委員】 もしその問題意識であれば、話は戻ってしまいますけれども、例えば1章の最初に障害者青年学級の話に触れる。社会教育の文脈で言えば、その活動が特に東京はあったので、注かもしれませんけれども、社会教育が担ってきたある種のターゲット的な学び直しの仕組み、就労に特化しない仕組みがあり、そこも今後のこの方針の中に当然一緒にやっていく相手だということが書けると。今皆さんがおっしゃった話と少しずれてしまう、すごく業界的な話かもしれませんけれども、障害者青年学級の取組の経緯が並行して流れている動きとして盛り込まれてもいいのかなと思いました。

【主任社会教育主事】 昨日の話と連続している。2人で文部科学省の会議の委員で出ているものですから。障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会をやっているのですけれども、正にそうですね。

【広石委員】 また追加ですけれども、1章に戻ってしまうのかもしれないと思いがながらですが、家庭力の低下をどこかに書いたほうがいいのではないかと思うところがあります。高校カフェが必要だったりするのも、昔は何となく健全な家庭があり、親は子供を大切にしてくれる。部活動で友達がいて青春できてみたい感じが前提だったのだけれども、そういうもの自体が今すごく弱っている。だから、ここまでアプローチが必要なのだということがあると思うので、そういうのはデータの的に難しいのかもしれませんけれども、家庭というもの自体がほぼないというか、家庭という問題は今、介護の問題でもすごく課題だと思います。そういったところも少しあるかなと思ったということです。

【主任社会教育主事】 今の話からすると、子供・若者育成支援推進大綱のあたりをただ示すだけでなくとということにつながるといことですね。

【広石委員】 確かにそうかもしれませんね。

【笹井会長】 それ、何力の低下と。

【広石委員】 家庭力というか、家庭の力が弱っている。こういうのは何と言ったらいいですか。何かありますか。家庭が受け止め切れない。子供をすぐネグレクトする。小さいときからそういう経験の中で来ているから、家庭がすごく安心できて絶対バックアップしてくれる存在になかなか思えない。

【笹井会長】 文部科学省的には家庭の教育力と言っているのです。

【広石委員】 家庭の教育力かもしれません。

【青山委員】 力が落ちているという言い方がいいかは少し迷いますね。

【広石委員】 その辺を何と言えればいいかというのはあるのですけれども。

【青山委員】 つまり、家庭の負荷が上がっていることはもう一方であるでしょうし、格差の問題や、一方で教育虐待と言われるような過剰な教育の話とネグレクト的な欠損の話といろいろパターンがあるので、言い方はあれです。でも、家庭のというのはよく分かります。

【広石委員】 家庭というのが一つ、家庭の状況の変化が結構大きなこの問題の背景だということです。

【主任社会教育主事】 安心できる場所ではなくなってしまう子供が多いとは思いますがね。

【笹井会長】 それは親、保護者に限らず、子供を取り巻くいろいろな人たちのある種の関わり力みたいなもの、要するに関係性の問題として捉えたほうがいいという御趣旨ですか。

【広石委員】 例えばそうですね。

【土屋委員】 家庭と言ってしまうと、家庭の概念自体が本当に社会状況の変化で変わってきている。だから、それがもう変わってきているのに低下と言うのは難しいですね。多様化や情報化、ものすごくのほほんというか、ほんわかした時代ではもうなくなっているというのは確実にあるかなと思うのです。

【山崎委員】 家庭ではなくて、家族機能の変化と言いますよね。変化や変容など。

【土屋委員】 それこそ家庭と言ってしまったらジェンダー問題などかなり出てきてしまうので。だから、家族……。何と言ったらいいか。関係性のほうに着目したほうがいいかもしれない。

【笹井会長】 どんどん問題が掘り下げられて、私は楽しいですけれども、まとめ役と

しては少し困っているようです。

ほかにどうでしょう。全体を通してもし御意見がありましたら。

【山崎委員】 申し上げようかどうか非常に迷っていたところですけども、やはり言おうと思って。19ページの図です。図についての説明で、ユニバーサル・アプローチを基底に据えた社会的に困難を有する青少年を対象としたターゲット・アプローチを実施すること。だから、これはもう分かるのですね。ユニバーサル・アプローチの中にターゲット・アプローチも含まれるというのは分かるのです。分かるのですが、図を見ていくと、ターゲット・アプローチの手法として、これは青少年教育の枠の中と考えればいいのかもしれないけれども、アプローチの手法としてユースソーシャルワークなのですね。大抵ターゲット・アプローチというのは教育の枠組みだけで言っているわけではないので、だからこそ下に子ども・若者育成支援推進法第2条とありますけれども、福祉、保健、医療、矯正、更生保護など、みんなあるわけじゃないですか。だから、この書き方としてももう一工夫必要だと思うのですね。

ターゲット・アプローチというのは教育の枠組みの中のことだけではないので、やっている者から見ると、おっという感じに。ずっと引っかかっていたのですけれども、やはり言うことにしました。ユニバーサル・アプローチとターゲット・アプローチは、ソーシャルワークでジェネリック・ソーシャルワークとスペシフィックの関係に非常によく似ているのです。そう考えると非常にすんとくるのですけれども、一つここを見ていくと、そこをもう一工夫というか。

【笹井会長】 分かりました。少し表現といたしましょうか、書きぶりを少し工夫して。

【広石委員】 教育という分野だけで区切られるのではなくて、さっきの関係性やそういったものも実は関わってくる場所なども教育だけの問題だとしてしまっているように山崎委員はお感じになったのかなと、聞いていて思ったのです。

【山崎委員】 これからの青少年教育の対象と……。

【主任社会教育主事】 ここで言う教育の概念は広く捉えたいのですね。ある意味、どんな分野にも教育的な側面はあるだろう。人を育てる。そういう意味合いにはとれない部分もあるということですね。難しいな。どうしたらいいか正直分からないので、アドバイスを頂けると。

【永島委員】 「学校教育」が左にわざわざ書いてあるから、割とすごく広い意味で私は捉えたのですけれども、そう見える方がいるのだなと今思いました。

【山崎委員】　そこは……。そういうのもあるかな。

【酒井副会長】　全てのユニバーサル・アプローチの中にくくってターゲット・アプローチが入り込んでいると、教育の中に全部含まれてしまっているみたいな感じになっているので、確かにね。どういうふうな構図で描けばいいのかと言われると分からないですけども、何か図の描き方を変えなければいけないのは今のお話を伺っていて分かったのですが、すみません、案は今ないです。

【笹井会長】　少しその辺は検討してみます。社会教育をずっとやっている人間からすると、社会教育の教育はすごく広い概念で、関わり合いなども社会教育みたいなところがあるのですね。

【永島委員】　含まれますよね。

【山崎委員】　こうやって並べてみるとというのがあるのです。こうやって見るとというのがあるのですね。

【笹井会長】　ありがとうございました。

ほかにどうでしょう。全体を通して御意見、コメントがあれば。言い残したこと、言い忘れたことはありませんか。

【主任社会教育主事】　時間もあれなので、また事務局からメモみたいなものを出してもらえそうなフォーマットは送りたいと思います。気付いたことがあったら、またそこで。少し重たい宿題も頂いてしまって、さて、どうしたものかと悩ましいところもあるので、言った委員の方はお付き合いいただきますようお願いいたします。

【笹井会長】　そういうことで、今日は時間の関係もあって、あとはメールで御意見をフォーマットに書いていただきたいということです。

【主任社会教育主事】　林委員から頂いたような細かい指摘というのは、形をつくるのに躍起になってしまったところがあって細かい配慮ができていない部分が多々あると思いますので、その部分もここが気になるよと教えていただけると助かります。

【笹井会長】　それは後日、事務局のほうから。

【主任社会教育主事】　事務局のほうからフォーマットをつくってコメントを頂けるようにしたいと思います。ありがとうございました。

【笹井会長】　ありがとうございました。やはりリアルでやると結構いろいろな意見を頂けて、事務局は困ったかもしれませんが、審議会としては活性化で良かった。

【主任社会教育主事】　リアルでやったほうがいいです。その場で気付いて触発されて、

そういう部分はライブでやるほうがいいですね。だから、体験が大事だという話になります。

【笹井会長】 本当に熱心な御議論、ありがとうございました。

それでは、少し時間が延びましたが、最後に次第の3の今後の予定に関しまして事務局からお願いしたいと思います。

【生涯学習課長】 委員の皆様、本日の会議の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今後についてでございますけれども、既に事務局から御案内を差し上げておられますとおり、次回の11期生涯学習審議会の最終回となります全体会を8月30日（月曜日）午後2時から4時で予定しております。後日、正式な開催通知については会場等を改めて御案内いたします。今のところ最終回につきましても対面形式での審議を予定しているところでございますけれども、先ほど、どうも緊急事態宣言が出るような報道なども出ているような状況でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては変更等がありますことについてはまた御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【笹井会長】 ということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

10分ぐらい延びてしまいましたけれども、皆さんの御協力を頂き、ありがとうございました。これにて第11回生涯学習審議会を終わらせていただきます。

閉会：午後8時09分